

鹿屋市高齢者見守り確認機器 導入費用助成

高齢者と別の居宅で生活している家族が高齢者の日常生活を見守るために導入する見守り確認機器の初期経費又は購入等に必要な費用について、市が助成を行い、高齢者の安心した生活を支援します。



助成対象

高齢者（次の要件を全て満たす方）の家族で、対象高齢者とは別に居住する方

《 高齢者の要件 》

- 市内に住所を有し、かつ、市内に居住し、自宅で生活していること。
- 65歳以上の単身世帯又は65歳以上の方のみからなる世帯に属していること。
- 鹿屋市の緊急通報装置の貸与を受けていないこと。

助成額

見守り確認機器を導入する際に必要となる次の経費の合計額の2分の1
(上限額: 10,000円(税込み))

- ・見守り確認機器本体の購入又はレンタルの費用
- ・新規契約に必要な加入手数料又は登録手数料
- ・月額利用料（1か月当たりの利用料が1,000円以上のものに限る。）

※助成は、原則として対象高齢者1人につき1回限りですが、助成金額が上限額に達しない場合は、上限額に達するまで助成を受けられます。

助成金交付対象の見守り確認機器

- ・対象高齢者の動作、熱などを感知したときに家族に連絡が届くセンサー型の機器
- ・対象高齢者が使用時又は長時間不使用時に家族に連絡が届く家電型の機器
又は家電に設置する機器

<問い合わせ先>

鹿屋市役所 高齢福祉課
介護福祉係
TEL: 0994-31-1116

助成金交付までの流れは裏面をご覧ください。↓

申請される
方へ

《助成金交付までの流れ》

① 見守り確認機器を設置される対象者（高齢者）の同意を得てください。

② 市に事前確認の申請を行ってください。

《申請できる場所》

市役所高齢福祉課、各総合支所住民サービス課

《申請に必要な書類》

○事前確認申請書（市役所高齢福祉課、各総合支所住民サービス課にあります。）

○見守り確認機器の種類と必要な費用が確認できる書類（カタログなど）

○公的身分証明書の写し（申請される方が市外の方のみ）

※直接来庁される場合は、市でコピーします。

③ 市は、②の書類を確認後、申請された方に確認終了の通知を送ります。

※必要に応じて、確認のため対象者（高齢者）と面談を行う場合があります。

④ ③の通知を受け取られましたら、対象者（高齢者）のご自宅に見守り確認機器を設置し、必要な費用を支払ってください。
支払後、市に助成金の申請を行ってください。

《申請できる場所》

市役所高齢福祉課、各総合支所住民サービス課

《申請に必要な書類》

○交付申請書（市役所高齢福祉課、各総合支所住民サービス課にあります。）

○見守り確認機器の設置に必要な費用の内訳や支払ったことが分かる書類
（領収書など）

○見守り確認機器を設置したことが分かる書類（事業者発行の書類、写真など）

⑤ 市は、助成金の額を決定し、申請された方に助成金を交付します。

